

事務事業評価資料

施策名	安全・安心な社会づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	救急医療機関等確保事業		担当者電話番号	企画調整係 078-362-4351					
事業目的	開設数の少ない眼科・耳鼻咽喉科の休日における診療機関の確保 休日開院の少ない歯科における歯科受診のための診療機関の確保								
事業内容	告示救急医療機関普及育成事業 ・事業対象者：兵庫県医師会 ・事業対象経費：告示救急医療機関の普及育成を図る経費 ・交付率：定額 特殊診療科運営費補助 ・補助対象者：兵庫県医師会 ・事業対象経費：休日における眼科、耳鼻咽喉科診療にかかる運営費 ・補助基準額：1診療科・1日につき47,300円 休日等歯科診療所運営費補助 ・補助対象者：兵庫県歯科医師会 ・補助対象経費：休日等における診療に係る診療等従事者に対する謝金、診療に必要な医療機器の購入費等 ・補助率：定額			事業開始年度	昭和43年度				
事業に要するコスト	区分	平成19年度決算額		平成20年度当初予算額		平成21年度当初予算額			
	事業費	(23,030 千円) 23,030 千円		(15,095 千円) 15,095 千円		(15,215 千円) 15,215 千円			
	人件費	891 千円	従事人員 0.1人	847 千円	従事人員 0.1人	836 千円 従事人員 0.1人			
	総コスト（+）	23,921 千円	従事人員 0.1人	15,942 千円	従事人員 0.1人	16,051 千円 従事人員 0.1人			
事業の目標	休日における特殊診療科（眼科、耳鼻咽喉科）の開設日数		[目標設定理由] 休日における特殊診療科の医療提供を図るため						
	休日における歯科診療の開設日数		[目標設定理由] 休日における歯科診療の医療提供を図るため						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		19年度実績	20年度見込み	21年度目標	達成率（%）		
		目標値	年度				H19	H20	H21
	休日特殊診療科診療日数	全休日（72日）	21年度	71日 (120千円)	71日 (120千円)	72日 (118千円)	98.6%	98.6%	100.0%
休日歯科診療日数	全休日（72日）	21年度	72日 (75 千円)	72日 (38 千円)	72日 (38 千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・開設数の少ない眼科、耳鼻咽喉科の休日における診療機関を確保することで、眼疾患・耳鼻咽喉疾患患者に対する救急医療の提供及び、休日開院の少ない歯科診療を提供するために必要である。							
	有効性	・特殊診療科及び歯科について、ほぼ全休日において診療が実施されており、眼疾患、耳鼻咽喉疾患及び歯科患者に対する休日における救急医療提供体制の充実確保が有効に図られている。							
	効率性	・眼科、耳鼻咽喉科については市が運営する休日夜間急患センターを、歯科については歯科医師会診療所を活用し実施することで、施設・設備を新たに設置することなく効率的に実施されている。 ・また、20年度から、補助基準額を見直し、適切なコスト負担、効率的な事業実施を図っている。							
	民間・市町との役割分担	・市町は内科、外科等の一般初期疾患の診療提供体制確保を担い、県は市町において確保困難な特殊診療科の診療提供体制確保を担う。また、民間の眼科医、耳鼻咽喉科医、歯科医は、県の行う休日における診療を受け持つことで役割を分担している。							
	受益と負担の適正化	・休日における一般診療科目の確保については市町が、特殊診療科目の確保については県が、それぞれ役割分担することで、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	（継続） 統合	凍結（休止）	実施手法の見直し 延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	救急医療体制の脆弱化が指摘されている中、県民の生命を等しく守るため、各診療科ごとに等しく充実が求められており、特殊診療科の診療を行う医療機関が充実し休日における診療体制の確保がされるまで事業を継続する必要がある。								